

## 唐津における海軍官署の設置から廃庁まで

秋山博志

## はじめに

唐津は佐賀県北西部の松浦川流域に位置し、幕末から明治にかけて周辺の炭鉱で採掘された石炭が河口の満島（唐津市東唐津）から領（県）外へ積み出されてこの地域を賑わした。

海軍にとっても石炭は蒸気艦船や造船所の燃料として不可欠なものであり、出先の官署（唐津海軍出張所→明治八年五月に唐津石炭用所（以下「用所」と改称）を唐津に置いて、その安定的な確保に当たらせていた。用所は、直営の炭鉱<sup>①</sup>を管理し、そこから採掘された石炭を集積して、各地に設置された炭庫へ回送した。その設置から廃止までの出来事を時系列に整理すると次のようになる。<sup>②</sup>

明治 四年一〇月 兵部省所管の唐津海軍出張所として設置される。

明治 五年 四月 同年二月兵部省が陸海軍二省に分かれたことにより、海軍省会計局の所管となる。

明治 八年 二月 長崎海軍出張所へ所管換となる。

五月 唐津石炭用所と改称される。

明治 九年一二月 長崎海軍出張所が本省直轄となる。

明治一二年 九月 唐津公園内の移転予定地と倉庫の移管が決定される。

る。

明治一四年 六月 満島から唐津公園内へ移転する。

一〇月 主船局へ所管換となる。

明治一五年 三月 「唐津海軍石炭用所仮章程」が定められ、以降、所（次）長が配属される。

九月 隣接地一二四八坪余を取り込む。

明治一六年 二月 「唐津海軍石炭用所章程」が定められる。

明治一九年 四月 横須賀鎮守府の所管となる。

六月 「唐津石炭用所官制」が制定される。

明治二二年 五月 第二局<sup>③</sup>へ所管換となる。

八月 会計監督官が配属される。

明治二三年 一月 廃庁となる。

用所は、右のような軌跡を持つ官署ではあったが、所在地唐津の市史には登場せず、唐津城址の一隅を占めていたことから埋蔵文化財調査書に「下曲輪→海軍省用地（石炭置場）」<sup>④</sup>と、その機能の一部が紹介されているだけである。また、それ以外に用所と接点があった二、三の町史や村誌に登場はするが、概略を述べるに留まっている。

先行研究に至っては、管見の限りではあるが東定宣昌「唐津海軍炭坑の設定とその経営」があるのみで、その内容も炭鉱の直営化に向けた鉱区設

定や下請人による採掘請負、さらにはその輸送、流通という、いわば炭鉱経営や業務面に着目した考察である。

本稿では、用所そのものの設置から廃庁までの歴史と所員の異動や施設配置に焦点を当て、在りし日のその姿を明らかにしようとするものである。

## 一、唐津海軍出張所の設置

唐津海軍出張所設置の動きは、兵部省が石炭の買い付けと現地調査のために明治四年（一八七二）二月井後清之と加瀬田景正を唐津へ派遣したことに始まる。兵部省はその調査結果を踏まえ、五月には同省による炭鉱の直接管理と開発の実施を太政官に上申する<sup>⑩</sup>。太政官は鉱山を管轄する工部省が関係法規の整備中であるとして、この申請を一旦は不許可とするが、引き続き兵部・工部両省が協議を行った結果、八月一九日には暫定的に鉱区の設定が許可される<sup>⑪</sup>。さらには薩摩藩が藩海軍の燃料確保のために元治元年（一八六四）頃から唐津に設置していた出張石炭方の施設や炭鉱等を承継して、明治四年一〇月五日唐津海軍出張所が発足する<sup>⑫</sup>。

用所が当初に所在した満島の往時は石炭の積み下ろしによって「大形の汽船及び帆船は高島沖に碇泊し、和船は川口に輻輳して帆樫林をなし川舟の石炭搭載頻繁なりき、(略)松浦川口の繁忙極度に達し実に川舟千七八百艘舳を並べて川上より鳥島近く漕ぎ下る」という活況を呈していた。次に示すのは、明治中期から後期頃の満島（中央から右）や唐津公園（左）を写した絵葉書（図1）と『満島村誌』の口絵にある満島全景である（図2）。停泊する帆船や白壁の土蔵が石炭積み出しを行っていた頃の名残を



図1 満島と唐津公園の遠景

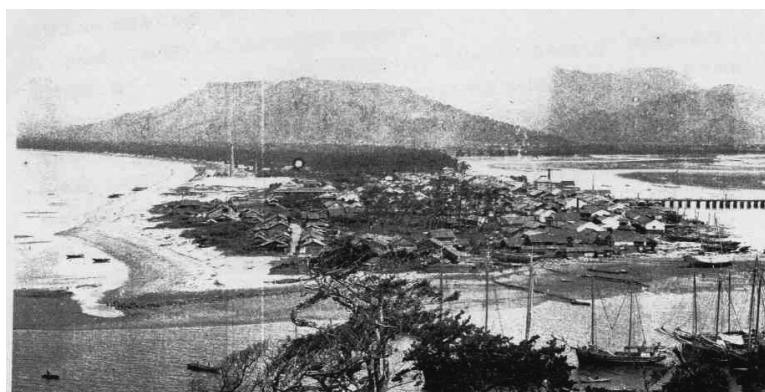


図2 満島全景

留めてはいるが、このどこに用所が所在していたのかは判然としない。そもそも、その門前には「唐津石炭用所」と記された標杭が建てられていたが<sup>⑮</sup>、庁舎や炭庫等は、次のような建物であり、例えば西洋風のレンガ造といった特徴を有していないことから、外観によって用所を特定することは困難である。さらには、所在地を推定させる記録等も見出せていない。

庁舎 一棟 総瓦屋根 総坪数二〇坪（本坪数一〇坪）  
官舎 一棟 総瓦屋根 総坪数二〇坪（本坪数一〇坪）  
土蔵 一棟 総瓦屋根 坪数九坪（二階付）

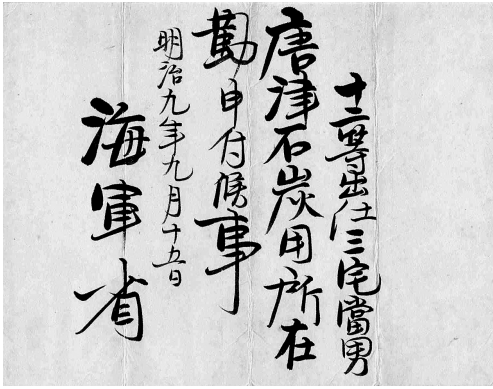


図3 三宅当男転入辞令

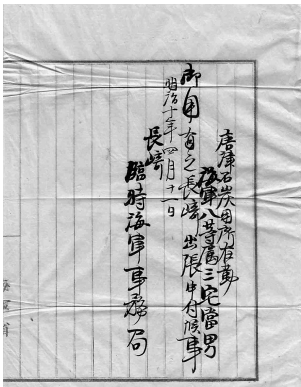


図4 三宅当男転出辞令

石炭庫 一棟 総瓦屋根 坪数二七坪（外回り三方松板張）  
 石炭庫 一棟 総瓦屋根 坪数二七坪（外回り二方松板張）  
 石炭庫 一棟 総瓦屋根 坪数二七坪（外回り三方松板張）  
 また、敷地は借地のため、唐津公園内へ移転時に所有者に返還されている。

## 二、満島時代の所員について

明治四年九月加瀬田景正が唐津石炭山取締を、今井直方と竹村知道が、それぞれ精算掛、出納掛を命じられる。その翌月に発出された文書<sup>19</sup>には、この三名と共に井後清之が連名していることから、同出張所開設時の所員はこの四名と考えられる。九月二十八日には鈴木十（重）郎が、一二月四日には岩切重一が唐津勤務を命じられる。井後は明治五年二月頃には海軍省勤務となり、今井、竹村の両名は明治六年頃にはそれぞれ中主計や主計副

といった主計官（海軍において経理や物資の補給、兵員の給養等を所掌した文官）に任じられて他部署に転じている。

明治六年六月三〇日には本庄（莊）義孝が唐津勤務となるが、七月初旬に病氣療養のため帰京し、その後も回復せず辞職している<sup>23</sup>。一一月になると大山綱丈と種瀬千里の両名が唐津勤務を命じられるが、これは七月二〇日に岩切が長崎海軍出張所へ転出し、一〇月九日に加瀬田が死去したことに伴う後任補充と考えられる。種瀬は明治八年一月海軍裁判所に転出し、大山は明治九年八月に免官となることから九月一五日には三宅当男が転入してくる（図3）。次に示す三宅の転入・転出辞令にある「在勤」という文書は、海軍省会計局に在籍しているが、用所が勤務官署であることを意味している。

西南戦争を目前に控えた明治一〇年一月一九日には、石炭検査掛として江口徳次が龍驤艦（明治三年五月に熊本藩から政府に献納された英国製軍艦）から転入してくる。江口は、同艦で蒸気機関への燃料供給と燃焼を担当する一等火夫として勤務しており、実務経験に基づいた石炭の目利き能力を備えていた。しかし、明治一四年四月一日に病没した後には、このような経歴や技能を有する所員の補充は行われていない。

四月一日には三宅が戦争処理のため長崎臨時海軍事務局に転出する（図4）ことから、喜多村儀嗣が四月から一一月まで出張してその欠を補う。一〇月一八日になると、ようやく三宅の後任として真野隆彦が転入してくる。翌明治一一年一〇月二三日には鈴木が海軍省会計局に転出し、入れ替りに渋谷国成が転入してくる。当初は変則的な配置や頻繁な異動もあるが、用業務は明治一四年まで概ね二名体制で処理されていた。

所員について補足すると、用所は海軍の官署とはいえ炭鉱の維持管理、

石炭の購入及び回送等を主たる業務としていたことから、直接戦闘に従事する現役の軍人は配属されていない。例えば、井後は秘書科に属する秘書官、加瀬田を含む他の所員も用所在任中に主計官であるか、または転出後にその道に歩んでおり、海軍ではこれら秘書官や主計官に機関官と軍医官を加えて「四文官」と称して、武官いわゆる狭義の軍人扱いではなかった。

ただ、文官といえども官庁に勤務するだけではなく軍艦にも乗り組んでおり、前者を「不乗艦文官」、後者を「乗艦文官」と呼称していた。明治一五年六月七日の海軍武官官等表改正（太政官達三三三）によって武官の仲間入りをするが、あくまで「准武官」や「准将校」の扱いであった。

これは憶測ではあるが、加瀬田と岩切の両名は鹿児島出身で春日艦（明治三年一〇月に薩摩藩から政府に献納された英国製軍艦）士官として勤務していたことから、旧薩摩藩出張石炭方から施設や業務等を円滑に引き継ぐために配置された可能性も考えられる。

### 三、唐津公園内への移転と施設配置

用所が立地した満島の地は、松浦川に発生する浅瀬によって、設置から僅か七年で石炭積み下ろしに支障を来すようになる。その対応として明治一一年六月真野隆彦と鈴木十郎の連名で対岸の唐津公園敷地への移転と既存倉庫（旧唐津藩米蔵で東内蔵、西内蔵、外蔵の三棟）の取得が長崎海軍出張所に上申される<sup>31</sup>。同出張所は海軍省にさらに上申し、関係諸省への照会という手順を経て、明治一二年九月九日に敷地と倉庫の移管が決定される<sup>32</sup>。同年一二月九日に敷地（三三三五坪三三）が、明治一三年三月二五日には倉庫三棟が長崎海軍出張所へ引き渡される<sup>33</sup>。

移転に先立って、明治一三年六月から唐津公園敷地内の施設整備（表門、庁舎、周囲柵、波停場石垣や道路の新築、渡船場の付替、渡し守の家屋他二軒の移転等）が開始される<sup>34</sup>。構内の配置については、精粗はあるが次の四種類の図が存在し、整備の過程をたどることができる。

配置図(1) 共同運輸株式会社「唐津御用所構内地所及ヒ建物拝借之義ニ

付願（明治一八年四月二三日）付図【唐津海軍石炭用所全

図】

配置図(2) 唐津町長「官有建物特別御払下願（明治二四年六月二五日）

付図【無題】

配置図(3) 唐津石炭株式会社「旧唐津海軍石炭用所御払下之義ニ付願

（明治二四年九月二日）付図【旧唐津海軍石炭用所建物之図】

配置図(4) 唐津石炭株式会社「旧唐津海軍石炭用所敷地建物払下願之義

ニ付開申書（明治二四年）付図【旧唐津海軍石炭用所】

図5は、配置図(3)を基に配置図(4)に記載された名称を統合したものである。本図によって構内の施設配置をたどっていくと、上部の「く」の字の部分に位置しているのが表門と考えられ、旧城下の唐津町に通じていた。配置図(2)と(4)では「表門」となっているが、配置図(3)では「通用門」と記載されている。

この門から南東に進むと構内に設けられた内門に行き当たる。内門に至るまでの区域は明治一五年九月に追加で取り込んだ敷地であることから、これが開設当初の門と考えられる。この内門を過ぎると庁舎正面に向かい合う。庁舎は玄関から伸びた廊下の左右に二室ずつ、突き当りに二室の計六室という間取りであった。配置図(3)では玄関は引き戸のように描かれているが、各室の区画と開閉は建築時に調達された四枚の西洋作り戸<sup>40</sup>によつ

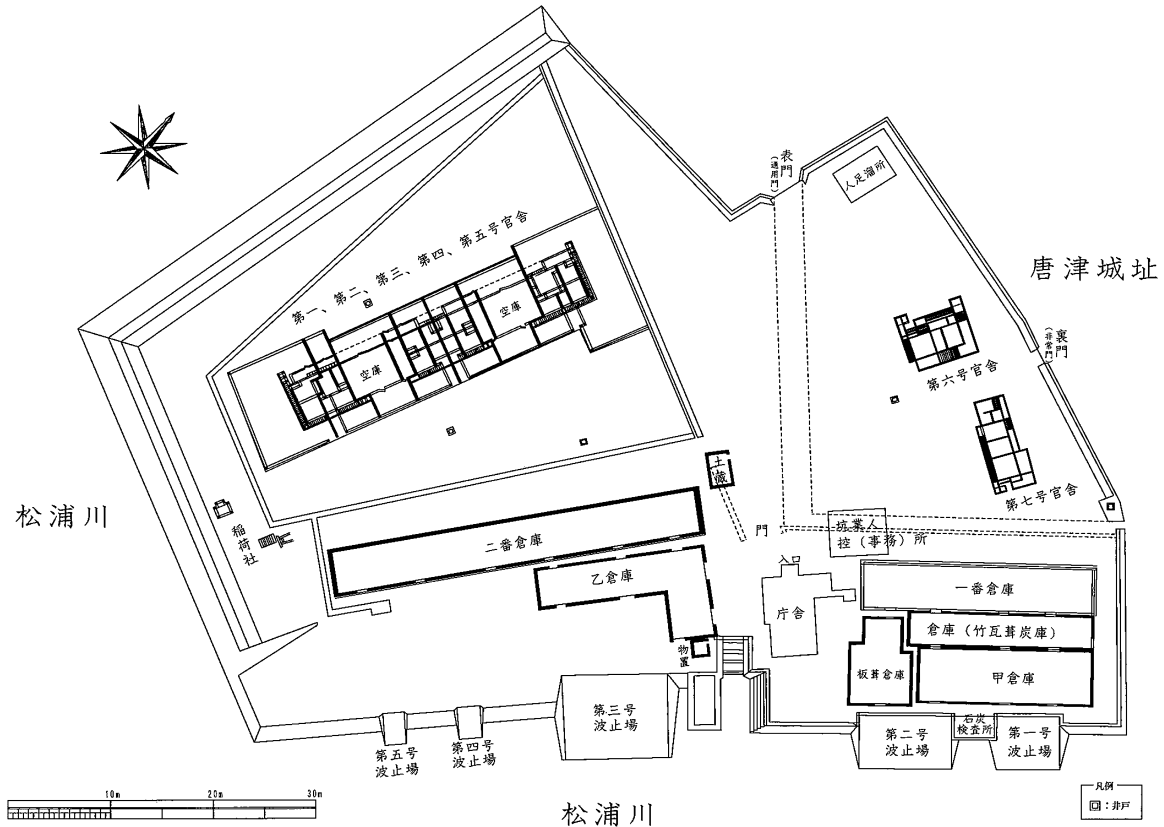


図5 唐津石炭用所配置図

て行われていたと考えられる。細長く突き出た部分は便所とそれをつなぐ廊下のようなものである。

松浦川に張り出している構造物は、石炭積み下ろし作業を行う波止場である。移転に際し構内を整備した時の図面では、「第一号」、「第二号」波止場の位置に表面を石材で被覆し、松浦川に向かって三ヶ所の階段を設けた長方形の突堤様の構造物が描かれている。

明治一七年に「第一号」、「第二号」波止場が建設された際に改修したのか、あるいは突堤は構想に終わったのかは不明である。大正期の唐津町の地図にはこの波止場の遺構と思われる二ヶ所の突起が描かれているが、昭和二八年五月に架設された舞鶴橋の基礎部分となっていて、今ではその形状を確認できない。引き続き、明治一八年に「第三号」が、明治二〇年に「第四号」、「第五号」の各波止場が建設される。これらの波止場は、配置図(4)では表面を石材で被覆し、かつ松浦川に向かって傾斜したスロープ状に描かれていることから、作業時に潮の干満等の影響を受けることが少ない「雁木(がんぎ)」と呼ばれる構造であったと考えられる。

一番倉庫(当初に移管を受けた「旧外蔵」と松浦川の間倉庫と甲倉庫が位置するが、石炭の搬入・搬出の利便性に配慮したものが三倉庫の出入口は対面している。これは、二番倉庫(同「旧東内蔵」と乙倉庫についても同様の配置となっている)。

甲倉庫の建築以前、その場所には仮炭庫が設置されていた。これは風や潮の影響を受けて上荷船から運送船への石炭積替え作業が困難な場合、一時的に保管するための建物で、その構造は地面へ直接穴を掘って柱を建てるといった掘立柱であった。また、建築材も廃材を利用したものであったことから、瓦葺きの建物に建て替えたものと考えられる。

旧西内蔵は、波止場から離れていることもあってか官舎に転用され、一号から五号に区画されて石炭積み人足頭に貸し出されていた<sup>(45)</sup>。六号と七号は、明治一五年九月に取り込んだ敷地に立地していた民家を購入・転用した官舎である<sup>(46)</sup>。六号官舎の建坪約二七坪五は、奏任官用宿舎の建築基準（二二坪）を満たしていたが、二代所長星山臣欽<sup>(47)</sup>は、用所から徒歩数分の城内二の門にあった炭鉱主宗田信左衛門の旧邸に居住していた<sup>(48)</sup>。

江戸期の「肥前唐津城内図」<sup>(49)</sup>に描かれている井戸の数は二または三ヶ所であるが、配置図(4)では五ヶ所となっている。配置図(4)には、構内の空地のほとんどが石炭置場として描かれていることから、運搬等に從事した者の沐浴のために増設したものと考えられる。南側の城壁際には、下請人が石炭販売の繁盛を願って勧請したものか、海軍の施設には似つかわしくない稲荷社が鎮座している。以上の建築（移管）時期や坪数については、別表の「用所の敷地・施設一覧」にまとめた。

#### 四、唐津海軍石炭用所章程の制定

明治一四年六月、業務の拡大や所管する長崎海軍出張所と遠隔していることでの不便、経理処理が作業費に移行した<sup>(50)</sup>ことによる事務の繁忙等を理由に、用所の本省直轄と所長の配属が真野隆彦と渋谷国成の連名で長崎海軍出張所へ上申される。同出張所は、本省直轄については重大案件であることから保留し、用所への所長未配置による事案決裁の遅滞、また、所員一名の出張時（長崎や炭山巡回等）の事務の渋滞等も付け加え、取り急ぎ大中少主計又は秘書官等の内一名の配属を海軍省に上申する<sup>(51)</sup>。ところが、海軍省からの一〇月一三日の回答は、用所を同省主船局へ所管換えするとい

うものであった<sup>(52)</sup>。

その後、「是迄章程様ノモノ一切無之従前一時伺済ノモノ将夕慣例等ニ依リ処分致シ来リ」という慣例や伺・指令を元に処理されてきた用所業務の改善のため、明治一五年三月二二日には一定の規範となる「唐津海軍石炭用所仮章程」が、翌年二月一七日には「同章程」が定められる。これらの章程によって用所業務が三掛（庶務掛、監査掛、計算掛）の分掌となり、併せて七等官<sup>(53)</sup>以上の者から所長を、業務繁忙時には九等官以上の者から次長を置くことが認められる。

明治一五年二月二八日には仮章程に先行して、喜多村儀嗣大主計（後の「主計大尉」に相当）が次長を命じられる。同年一二月九日には主計学舎（海軍における主計官養成のための教育機関）出身の神山昌臧<sup>(54)</sup>が用所勤務となる。神山は、少主計（後の「主計少尉」に相当。九等官）であることから次長となる条件を満たしてはいたが、明治一六年二月二〇日に喜多村が所長に昇任してもその後任に任じられておらず、このような主計官の追加配置も今回限りとなった。

明治一四年六月二二日喜多村が浦賀屯営主計長に転出したことから、星山臣欽大機関士（後の「機関大尉」に相当）がその後任となり、明治二三年一月まで務めることになる。所（次）長以外の属員については廃庁まで、概ね規定どおりの三名が配置されている<sup>(55)</sup>。

明治二二年四月二〇日「海軍会計監督部条例（勅令五四）」が制定されて、「鎮守府所在地外ニ海軍所屬庁アルトキハ会計監督官一名ヲ置（第二条）」<sup>(56)</sup>いて、「其庁ノ金銭物品ノ出納人民ニ対スル契約及財産増減ニ関スル事件ヲ監督（第五条）」するようになる。このため同年七月には兼務ではあるが監督官に川上親英主計少監（後の「主計少佐」に相当）が、属員に石

垣昌言七等属が任じられて八月初旬に赴任する<sup>57</sup>。しかし、翌年には用所が廃庁となるため一年度限りの配置となった。

## 五、唐津石炭用所官制の制定

明治十九年六月三日「唐津石炭用所官制（海軍省令四三）」が制定され、用所の組織や業務の外に、所長は奏任三等又は四等の機関官、主計官を充てる<sup>58</sup>ことが定められる。これを受けて、機関官の星山臣欽が二代所長に就任する。

参考までに「奏任三・四等官」の官吏としての地位について、現在の府県警察本部長に相当する警部長と比較してみる。警部長とは、明治一四年一月二六日府県官中職制の改正（太政官達九八）により設けられた府県警察を総括する職で、明治十九年七月一二日の「地方官官制（勅令五四）」によって「奏任四等以下」と規定され、佐賀県では知事、書記官に次ぐナンバー三又は四の地位にあった。用所が設置されていた期間には、大河平隆（奏任五等）、宮内愛亮（同）、田中坤六（奏任四等）の三名がその職にあり、対する用所所長は、初代喜多村が大主計（奏任四等）から主計少監（同三等）に進み、二代星山が大機関士（奏任四等）であった。このように警部長と比肩する官等の者が所長に就くことによって、用所は佐賀県内で警察本部（署）と同格の官署に位置付けられたと見做すことができる。

## 六、派出所の設置

用所直営の炭鉱は相知村（唐津市相知）周辺に所在し、ここで採掘された石炭が上荷船と呼ばれる川船に積載されて用所まで運ばれた<sup>59</sup>。相知村には派出所が設置されており、所員と雇員が各一名ずつ交代で出向き、下請人の不正行為、出炭や土場<sup>60</sup>までの運搬と選炭、川船への積み込みの各作業を監視していた。ところが現場に設置されているのは板小屋、それも立番所のために勤務する者にとって休息もままならず、寒暑はおろか暴風雨雪ともなると凌ぎ難く、近所にも適当な宿所もないという環境であった<sup>61</sup>。

この不便を改善するため、明治一一年四月二三日石炭山取締派出所新築の伺いが長崎海軍出張所を経て海軍省に提出されて、同年一〇月に設立が認められる<sup>62</sup>。翌年三月に所員二名が派出されたことから、派出所の完成時期はその頃と考えられる。

その二年後の明治一四年一〇月八日「唐津海軍石炭山取締巡查心得概則」が制定されて巡查詰所が設置される。本概則の実施にあたっては唐津警察署と熟議を行うこと<sup>64</sup>となっており、これらの巡查は正規の警察吏員であり、この年から発足する請願巡查の制度<sup>65</sup>により派出されたと考えられる。巡查詰所は、敷地八〇坪に木造平屋一棟（坪数三一坪五）という規模であり、菊紋を捺した瓦（図6）と土塀の瓦が伝わっている<sup>66</sup>。巡查は、本詰所への駐在と石炭置場への出張に各一名があたり、四名は午前六時から午後五時まで各炭鉱を巡視した。

採掘された石炭は、松浦川に接続する巖木川の川辺に設置された通称「海軍土場」から積み出された。現地での聞き取り調査によれば、巡查詰所



図6 相知派出所の瓦

はこの土場に近接して設置されていたとのことである。海軍土場も昭和五〇年代までは石組が残っていたようであるが、河川の改修工事等で現在はその痕跡を留めていない。

相知の外に本山村（唐津市厳木町）にも炭鉱があり舟木谷出張所（<sup>67</sup>）にも炭鉱があり舟木谷出張所が置かれていたが、設置・廃止の時期や規模等の詳細は不明である。

## 七、唐津海軍剰余炭売捌所の設置

唐津炭田で採炭された石炭の内、最上等のものは海軍艦船に、これに次ぐ上等のものは海軍工廠やその他の官省等の燃料に供されていた。それ以外のハネ炭と称する下等炭は、下請人に払い下げられ、代価としてその売却代金の八分を海軍に上納する規定であった。<sup>(68)</sup>

ところが、市価が海軍の買い上げ価格を上回るようになると、下請人からの石炭の納入が滞るようになる。用所ではその弥縫策として、下請人に所要量以上の石炭を採掘させ、買い上げた残余を「剰余炭」として払い下げることとする。<sup>(69)</sup> 明治一四年一〇月二五日制定の「唐津炭山取締心得」には、剰余炭の払下げに際し、六等又は八等属の内から一名と外一名が立会うことが規定されていることから、この頃に始まった制度と考えられる。

これらの剰余炭を販売するため、下請人等によって「唐津海軍剰余炭売捌所（以下「剰余炭売捌所」）が設立される。<sup>(70)</sup> 用所に勤務していた者の証

言<sup>(71)</sup>に加え、配置図(3)では「坑業人控（事務）所」の横に「下等（下等炭のことか。筆者）売捌所」と記してあることから同事務所が剰余炭売捌所として機能していた可能性が高い。

図7は、「唐津海軍剰余石炭之證」と標題があることから、剰余炭売捌所で使用されていたと思われるラベル（縦二二セ×横一六、八セ）である。本ラベルの用途は判然としないが、木版ではなく精緻な銅版画技法を用いて京都（下村銅刻）で製版していることや「證」の文字からも、海軍から払い下げを受けた剰余炭であることを示す証票的な性格を持っていたと考えられる。本ラベルの製作・使用時期は、描かれている構図から明治二〇年以降と推定される。<sup>(72)</sup>

その構図から、当時の用所の姿をたどってみると、中央を流れる松浦川の右岸が満島、左岸の小高い丘陵が唐津城址、麓に連なる建物群が用所と考えられる。建物群の左端から物置、庁舎、板葺倉庫、甲倉庫が連なっており、甲倉庫の中央に張り出しているのが石炭検査所、その後ろに見えているのが坑業人控（事務）所である。甲倉庫の後ろに屋根を覗かせているのが一番倉庫であり、川に張り出した波止場二ヶ所も描かれている。その先に見える石段が、用所移転に際して明治一三年に付替えられた渡船場で、上つて右の建物が同時に移設した渡し守の住居と考えられる。<sup>(73)</sup>

用所の廃止に伴い管理下にあった炭鉱が民間に開放されると、そこから採掘・販売される石炭は海軍の剰余炭ではなくなることから、剰余炭売捌所は明治二四年唐津石炭会社と名を変え、さらに明治二六年一二月には唐津石炭合資会社に改組される。<sup>(74)</sup>





東京下村銅刺  
 唐津海軍所剩炭之證

## 八、用所の廃止とその後

明治海軍は、旧幕府や各藩から接收・献納された艦船によって創建されるが、搭載していた機関が低出力のため、使用する燃料も唐津炭で特段の支障はなかった。ところが、第一期軍備拡張計画に基づき英国等に発注した新造軍艦が回航されてくると、「曩ニ唐津炭山ヲ御所轄ニ付セラレ、専ラ該炭ヲ使用シ来タルト雖モ、炭質疎ニシテ火力ノ薄弱ナルヨリ旧来ノ汽罐ニハ稍々弥縫ニ足ルト雖モ新式汽罐（浪速、高千穂）艦ニ於テ送風器ヲ使用スルトキハ、風力強キニ過ギ、反ツテ燃力ヲ消シ、汽力増加スルヲ得ザルヨリ、自然速力ヲ短縮シ、航速ヲ減スル等ノ不都合<sup>(26)</sup>」が露呈する。新造軍艦の機関は、強制的に空気を供給して石炭を効率よく燃焼させる「強圧送風法」を採用していたが、唐津炭に対してこの方法は却って逆効果となり航行速度を減ずる結果となった。

そこで海軍は高性能化した機関に適する炭素が高含有で高熱量、さらに排煙が薄い石炭を求め、明治二十一年一月に福岡県糟屋郡新原（同須恵町新原）で炭鉱の調査・開発に着手する。調査の結果、「筑前新原ノ良炭ナルヲ発見シ之ヲ海軍予備炭山トナシ輒（すなわ）チ本年度ヨリ之ガ開坑ニ着手<sup>(27)</sup>」し、明治二十三年三月二十四日には「新原採炭所官制（勅令四〇）」が公布されて新原採炭所が開所する。同官制によれば、所員は、所長（機関少監又は大機関士）一名、属二名、技手一名となっており、人員構成は用所と大差ないが、所長職の条件を機関官に限定したことが主な変更点である。

その本部跡には、昭和十三年（一九三八）に建立された記念碑等が今も残っている（図8）。



図8 海軍炭鉱創業記念碑

九ヶ月を要したことになる。

明治二四年六月二五日唐津町長が小学校敷地として用所跡地の払下げを海軍に上申し、管理する佐世保鎮守府も特別払下げを海軍大臣に稟申するが、一月には競売により処分することが決定される。<sup>(80)</sup> その後の経緯は不明であるが、結果的には唐津町長の上申のように明治二五年四月「此ノ地ニアツタ旧藩倉庫ニ高等唐津小学校ヲ設置」<sup>(81)</sup>する運びとなる。同校が移転した後、大正一〇年（一九二一）に唐津商業学校の敷地となるが、昭和一四年（一九三九）三月一日には移転する。昭和三三年（一九五八）、その跡地に唐津市旧体育館が建設される。同体育館が移転した後は、現在の唐津市宮東城内駐車場となっている。図9は、唐津城の模擬天守から撮影した同駐車場の全景であるが、中央を走る道路からやや手前までが用所敷地であったと推定される。

明治二三年一月二四日の用所廃庁と同時に所長の星山は休職となり、会計監督官であった川上親英が旧唐津石炭用所残務整理委員長を命じられる。<sup>(78)</sup> 四月一八日には、敷地と建物が佐世保鎮守府に引き継がれ、五月一三日付で残務整理委員長を川上と交代した田代郁彦大佐が官地康雄属と共に残務整理を開始する。田代が委員長を免じられるのが明治二四年一月三一日であることから、<sup>(81)</sup> 残務整理に約



図9 唐津城模擬天守閣から見た唐津市宮東城内駐車場

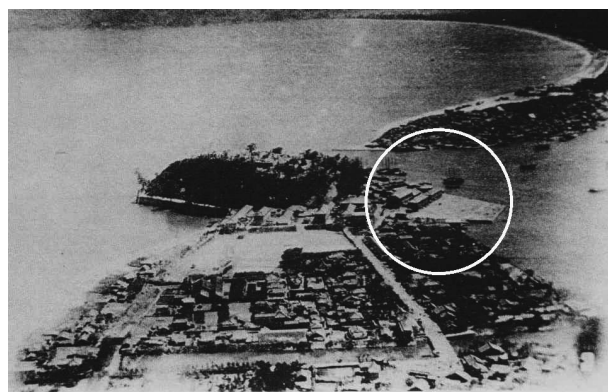


図10 昭和初期の舞鶴公園付近

図10は昭和初期に跡地周辺を空撮した写真<sup>(85)</sup>である。用所の敷地であったと思われる区域（白丸で囲んだ部分）はすでに庁舎や炭庫等が撤去され、体育館建設や駐車場設置のはるか以前に大部分が更地（唐津商業学校の運動場か）となっていた。

### 結びにかえて

唐津にあつて、海軍の蒸気艦船や造船所の燃料となる石炭を各地の炭庫に中継した、用所の設置から廃止までの出来事と施設や所員等について考察した。その業務は、石炭の確保・供給というある種特殊な性格を持っていたことから、施設は庁舎や官舎の外に炭庫と波止場を備えており、勤務していた所員も秘書官や主計官、機関官及び属官といった准武官あるいは

【別表】「用所の敷地・施設一覧」

構造	名称等	建築（移管）時期		坪数
土地	敷地	明治一二年一二月	三三三五坪三三	
		明治一五年九月	一二四八坪四四	
木造平家	庁舎	明治一四年六月	三六坪四五	
	一番倉庫（一番炭庫、一番庫、一番土蔵造炭庫）	明治一三年三月	八〇坪	
	二番倉庫（同右）	〃	一二〇坪	
	板葺倉庫（板葺炭庫、板庫、甲板板庫）	明治二〇年四月	七五坪	
	甲倉庫（甲庫、甲炭庫、板庫、乙瓦葺炭庫）	明治一八年四月	三七坪二五	
	乙倉庫（乙炭庫、板庫）	〃	八〇坪	
	倉庫（竹瓦葺炭庫）	明治一七年四月	四八坪	
木造二階家	土蔵	明治一八年六月	六坪	
木造平家	石炭検査所	明治一五年六月	三坪五（八坪）	
	坑業人控（事務）所	明治一七年六月	一四坪	
	人足溜所	〃	一〇坪（八坪）	
	第一号～第五号官舎	明治一四年六月	一五一坪五	
	第六号官舎	明治一七年六月	二七坪五	
	第七号官舎	〃	二二坪二	
	物置	不明	一坪五	

本表は、「旧唐津海軍石炭用所御払下之義ニ付願」に付属している「唐津旧海軍石炭用所家屋調書」を元に敷地・施設の名称や建築（移管）時期、坪数をまとめたものである。図によって異なる建物名称が使用されている場合には、かっこ書きで表示した。

文官であり、直接戦闘に従事する現役の軍人は配属されていなかった。

佐賀県で「海軍」関連の史跡といえば、人々の脳裏に思い浮かぶのは「三重津海軍所跡」である。<sup>86)</sup>「海軍」という共通のキーワードから世界遺産に登録された史跡を引き合いに出したが、その登録名称「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に標榜される産業分野「石炭」に着目すれば、この点でも用所業務と重なり合っている。

図らずも、平成三〇年（二〇一八）は、明治元年（一八六八）から起算して満一五〇年の年に当たることから、政府は「明治一五〇年」関連施策各府省庁連絡会議を設置して、明治以降の歩みを次世代に遺すための検討を開始している。

本稿のテーマ設定は、国の取り組みに便乗するかのようになつたが、時の流れとともに埋没した用所の歴史が再び世に出る契機ともなれば、佐賀の地域史掘り起こしに聊かでも寄与できたのではないかと考える。

【註】

(1) これらの炭鉱は「平時に於ては之を保存し、一朝有事の際には急速に多量の石炭を採掘しよう」といふ計画（第四海軍燃料廠編『海軍炭礦五十年史』、一九四三年、一頁）に基づいて、鉱区が設定されたことから予備炭山と称していた。予備炭山（地名を採って「唐津石炭山」と表記する場合がある。）での石炭採掘作業は、民間の鉱業人（「下請人」、「下稼人」とも表記）の手によって行われ、海軍は所定の金額で所要量を買っていた。予備炭山は、用所廃止に先行して明治二二年一月農商務省告示一〇号によって民間に解放される。

(2) 設置から廃止までの経緯は、眞木俊魁『海軍燃料沿革』、一九三五年（九州大学附属図書館デジタルアーカイブ、ID: 408897）、一～四頁、海軍省編『海軍制度沿革 卷三(1)』、原書房、一九七一年（一九四一年刊の復刻）、三八四頁、『法規分類大全』

第五〇巻 兵制門(6)、『原書房、一九八七年(二八九一年刊の復刻)、一二二〜一三四頁から整理し、補足が必要な部分のみに註を付した。

(3) 本局は、海軍省において「額金ヲ予算シ出納ヲ総管シ一切ノ財務ヲ掌」る部局である。その後、明治一四年一〇月には「造船ニ関スル一切ノ事務ヲ管掌」する主船局に、明治一七年二月「需用物品ノ購買貯蔵供給」ニ関スル事項ヲ幹理」する調度局へ、さらに明治一九年一月「艦船砲銃水雷其他海軍ノ材料ニ関スル一切ノ事項ヲ幹理」する艦政局へと、海軍省内で幾度か所管が移動する。

(4) 明治八年一月二七日唐津町民総代によつて、唐津城址一円の公園化が申請され、明治一〇年八月二四日に許可となる。現在、その一帯は舞鶴公園と名を変えている。

(5) 海軍は、日本の沿岸と海面をいくつかの海軍区に分け、各鎮守府が所管海軍区の防備、所属艦船の統率・補給・出動準備、兵員の徵募・訓練、施設の運営・管理にあたった。横須賀鎮守府への所管換えは「鎮守府官制(明治一十九年四月二二日勅令二五)」の制定による業務移管と考えられる。

(6) 本局は、「造船兵器ノ造修兵器彈藥艦船需用品ノ準備供給土地家屋ニ関スル事項ヲ掌」る部局である。「海軍省官制(明治二二年三月七日勅令二九)」の制定に伴い、再び海軍省所管へ変更となる。

(7) 唐津市教育委員会編「唐津市埋蔵文化財調査報告 第24集」、一九八七年、「唐津城関連年表」明治の条。

(8) 唐津表石炭山取調べ中の明治四年二月一四日に改めて唐津出張を命じられる。九月八日に八等出仕、五年二月七日兵部大録となり、ほぼ同時期に大秘書として海軍省勤務となるが、明治一〇年一月三一日には免官となる。

(9) 通称は、新左衛門。明治三年一月二四日に春日艦一等士官に任じられるが、明治四年二月一二日に唐津出張を命じられ、一八日会計少佐、同日石炭掛となる。九月には改めて唐津石炭山出張を命じられる。明治五年五月一〇日に九等出仕となり、明治六年七月二八日には中主計に任じられて主計官としての道を歩みだすが、一〇月九日奉職中に病没する。(加瀬田中主計奉職中病死に付賜金渡方) JACAR(アジア歴史資料センター) : Ref. C09111560200、公文類纂 明治六年 卷一四 本省公文 理財部三止(防衛省防衛研究所)。

(10) 「肥前国炭鉱開発の件弁官へ上申」 JACAR : Ref. C09090528800、公文類纂 明治四年 卷三五 本省公文 物品部三。

(11) 眞木俊魁『海軍燃料沿革』、一〜四頁。

(12) 海軍省編『海軍制度沿革 卷三(1)』、三八四頁。

(13) 満島村役場『満島村誌』、一九二三年、一三九〜一四〇頁。

(14) 図1の中央に写っているのは木造の松浦橋で、明治二九年に完成するが、明治四二年に崩落したためレンガ橋に架け替えられる。

(15) 「唐津士族木村寛藏外四名海軍石炭用所杭を倒す件」 JACAR : Ref. C09112261000、公文類纂 明治九年 卷三一 本省公文 法律部。

(16) 「唐津用所建物入札下方」 JACAR : Ref. C09114638400、公文類纂 明治一三年 後編 卷一二 本省公文 土木部。

(17) 明治六年頃中主計、続いて大主計に昇進するが、明治九年八月三一日免官となる。その翌日には海軍大録に転官し、明治一〇年一月一九日一等属に任じられて、明治一四年七月八日には横須賀造船所勤務となる。

(18) 明治三、四年頃に会計権少佐として龍驤艦に乗組んでいたが、明治四年九月唐津勤務となる。明治五年五月一〇日に二等出仕、明治六年頃主計副、その後少主計と主計官の道を歩むが明治九年八月三一日免官となる。その翌日には海軍中録に転官して海軍兵学校勤務となる。

(19) 「鹿児島県炭山の炭山開採見込」 JACAR : Ref. C09090531000、公文類纂 明治四年 卷三五 本省公文 物品部三止。

(20) 明治四年六月海軍所用使用取締となるが、九月二八日唐津出張を命じられ、翌年二月石炭掛となる。明治一〇年一月一九日十等属となり、翌明治一一年一〇月二三日所用勤務を免じられ、一二月二日海軍省会計局統計課に異動となる。明治一三年二月二七日比叡艦主計科勤務となり、四月一日主計副に任じられて主計官としての道を歩みだす。明治一五年六月七日主計補に、明治一六年一二月二七日に少主計となるが、明治一八年七月三一日病没する。(非職鈴木海軍少主計病死に付給助金下賜の義上申) JACAR : Ref. C11019586400、明治一八年 普号通覧 卷二 九 普二八一七号)

(21) 通称、仲左衛門。春日艦に乗り組み明治四年二月二二日海軍少尉に任じられる。九月二五日兵部省造船局に異動となり石炭掛兼機械方として勤務するが、一二月四日唐津石炭山出張を命じられる。明治六年頃に少主計に任じられ、七月二〇日長崎出張所勤務となる。一二月二七日には主船少師を命じられるが、明治七年五月一〇日には免官となる。

- (22) 唐津海軍出張所時代の文書には、「唐津石炭山」や「唐津表」、「唐津」等の文字が混用されているが、明確な定義に基づき用語の使い分けを行っているのか不明のため、本文中では便宜的に「唐津勤務」と表記している。
- (23) 「本庄義孝辞職の件」JACAR: Ref. C0911323300、公文類纂 明治六年 卷五 本省公文 黜陟部二。
- (24) 明治五年五月九等出仕、明治六年頃一等中主計に任じられるが、明治九年八月三十一日免官となる。
- (25) 明治六年頃主計副に任じられるが、明治九年八月三十一日には免官となる。明治一〇年一月二日海軍裁判所二等書記に転官し、同年九月一日二等書記に進むが、明治一一年一月八日再び免官となる。
- (26) 明治四年一〇月一三日広島県に民事出納係として採用されるが、翌年九月二四日に免官となる。しかし、明治七年三月一九日広島県の指令を受けて、四月二日佐賀県一三等出仕で出納課勤務となる。ここで、佐賀県とのつながりが生じるが、「佐賀の役」の後処理のための臨時的な職であったようで、五月二日免官となる。
- 明治七年二月一日海軍省十等出仕で会計局俸給掛に採用され、統計掛、検査掛を経て、明治九年九月一日所用所勤務となる。翌年一月一九日八等属となり、四月一日長崎臨時海軍事務局に転出する。一二月二日主計副に任じられ、海軍兵学校、扶桑艦主計科、海軍省会計局勤務を経て、明治一四年二月七日五等属となるが、明治一九年二月一三日免官となる。(免官免役賜金／一九年三月六日一時賜金願の件(元非職海軍五等属三宅当男)JACAR: Ref. C10123811000、明治一九年 公文雑輯 卷二二 會計六、「佐賀県史料 二二」(官員履歴 上)、「明治四年一二月二日 立庁以来官員任解進退辞令書一 広島県」)
- (27) 「等外三等出仕江口徳次満年賜金の件長崎出張所上申」JACAR: Ref. C09102664900、公文原書 卷三二 本省公文。
- (28) 明治五年一〇月開拓使出仕となるが、明治七年九月四日海軍中主計に転ずる。明治九年九月九日大録で会計局用度課副課長となり、以後主船局倉庫課長、浅間艦主計科長、扶桑艦主計科長を経て、明治二二年八月二八日には主計大監・呉鎮守府会計監督部長となり、翌年三月二八日横須賀鎮守府会計監督部長に任じられたのを最後に、七月三日後備役に編入される。
- (29) 明治一〇年一〇月一八日所用所勤務となる。明治一一年一二月二七日に七等属、明治一四年一二月二七日には六等属に進み、明治一五年三月一日所用所勤務を免じられる。明治一九年二月二七日判任官五等となるが、明治二二年六月三日には非職となる。
- (30) 明治一一年一〇月三日所用所勤務となる。一六等出仕から八等属、七等属に進み、明治一五年三月二〇日主計副となる。同年四月四日所用所勤務を免じられ、長崎海軍出張所勤務となり、六月七日主計補に進む。明治一十九年三月二〇日には少主計、九月一日中主計、明治二二年八月二八日大主計に任じられたのを最後に後備役に編入される。
- (31) 「唐津旧郭内公園地及官庫御取入れの件」JACAR: Ref. C09113019000、公文類纂 明治一一年 後編 卷二二 本省公文 土木部一。
- (32) 「唐津旧郭内公園地及官庫取入れの件に付太政官へ上請」JACAR: Ref. C09113576000、明治一二年 公文類纂 後編 卷一七 本省公文 土木部一。
- (33) 「唐津旧公園地并官庫請取済長崎出張所届」添付受領証(写) JACAR: Ref. C09114167200、公文類纂 明治一三年 前編 卷一四 本省公文 土木部一。
- (34) 「唐津旧郭内営繕主船局達」(巻・式号之図) JACAR: Ref. C09102497600、公文原書 卷一三 本省公文。
- (35) 「唐津御用所構内地所及建物拝借の件」JACAR: Ref. C11019415900、明治一八年 普号通覧 卷一三 普一六二号。共同運輸株式会社は、東京帆船会社・北海道運輸会社・越中風帆船会社の三社が合併して明治一五年七月に創立した船会社であり、倉庫建設のため所用構内の土地借用を願い出たものである。明治一八年九月二九日郵便汽船三菱会社と合併して日本郵船会社となる。
- (36) 「旧唐津石炭用所建物は都て競売に付すへき件」綴込資料(画像二四番目) JACAR: Ref. C10125002600、明治二四年 公文雑輯 卷一三 土地營造部。
- (37) 「旧唐津石炭用所建物御払下の義に付願の件」(画像一九〜二四番) JACAR: Ref. C10125002700、明治二四年 公文雑輯 卷一三 土地營造部。
- (38) 同(画像六四〜七三番)。
- (39) 「海軍省所轄長崎県下唐津石炭用所に同所公園地の内を編入す」JACAR: Ref. A15110086600、公文類聚 第六編 明治一五年 第一六卷 兵制三 庁衙及兵 营城堡附。
- (40) 「唐津用所置其外調製方」JACAR: Ref. C09115064500、公文類纂 明治一四年 前編 卷一四 本省公文 物品部。西洋作り戸とは、ドアのことか。同時にガラ

ス一四枚が調達されており、庁舎外壁の窓に使用されたと考えられる。

(41) (34) 「唐津旧郭内宮繕主船局達」(巻号之図)。

(42) 柴田清次郎、初瀬俊一「唐津町精図 附満島、西唐津」、牧川書店、一九一七年。

(43) 「旧唐津海軍石炭用所敷地建物御下之義に付開申書」(画像四から五番)、(37) 「旧唐津石炭用所建物御下之義に付願の件」付属書類。

(44) 明治一三年一〇月七日付け「仮炭庫設置之義に付申出」に対し、一二月一日に許可を受けた建物で桁行一八間(三二、四<sup>ト</sup>、梁間五間(九<sup>ト</sup>、建坪九〇坪であった。

(45) (43) (画像四番)。

(46) 「唐津用所地内に有之人民所有の建屋買上方」JACAR: Ref. C1101891100、明治一七年 普号通覧 正編 巻二 普七二号。

(47) 明治五年一月二四日海軍少尉に任じられ雲揚艦乗組みとなる。明治六年九月一八日には少機関士兼任となるが、明治七年四月二三日専任少機関士となる。同年六月一三日中機関士、明治一二年二月二七日大機関士となるが、明治一三年一月一七日後備役に編入される。明治一二年七月一六日には野村と改姓している。

(48) 相知町史編纂委員会『相知町史』下巻、一九七七年、五八五頁。以下、『相知町史』と標記した場合には、下巻を指す。

(49) 図書出版のぶ工房編『唐津街道・肥前佐賀長崎路から時津街道へ』、二〇〇七年、八頁。

(50) 「作業費出納条例(明治一〇年七月六日)」によって、「凡ソ作業ニ関スル費途ハ一切之レヲ作業費ト称シ開業ニ際シ其資本金額ヲ定メ以テ営業上百般ノ事款ヲ弁理シ而シテ該業ノ収入ヲ以テ資本ヘ償還シ剩ル金額ヲ益金トシ以テ嚮(さき)ニ消費スル処ノ金額ヲ漸次償却スヘキモノ」と規定されているように、収入を自己資金に繰り入れることによって、支出予算としての執行が可能となる制度と考えられる。用所は、明治一一年一〇月から本条例の適用を受けている。

(51) 「唐津石炭用所へ主計及書記官の内一名増員の義上申」JACAR: Ref. C09115165300、公文類纂 明治一四年後編 巻一 本省公文 制度部 職官部。

(52) 「唐津石炭用所主船局所轄に定む」JACAR: Ref. C09115165600、公文類纂 明治一四年 後編 巻一 本省公文 制度部 職官部。

(53) 「唐津用所章程等仮定試行方之義同」JACAR: Ref. C0911516600、公文類纂 明治一五年 後編 巻一 本省公文 制度 職官 礼典。

(54) 戦前の我が国における官吏は、高等官と称される親任官、勅任官、奏任官と、それ以下の判任官(所属長官がその任命権を持っており、文官の場合「属」、武官の場合には「下士(官)」とも称される。)に区分にされていた。七等官とは一番高位の官等から数えて七番目、奏任官という区分の中では四番目に位置する。准将校である主計官、機関官の階級は独特の呼称を用いているが、直接戦闘に従事する兵科の将校とは、次のような関係にある。

准将校		将校	奏任	官等
機関大監	主計大監	大佐	一等	四等
機関中監	主計中監	中佐	二等	五等
機関少監	主計少監	少佐	三等	六等
大機関士	大主計	大尉	四等	七等
中機関士	中主計	中尉	五等	八等
少機関士	少主計	少尉	六等	九等
機関士副	主計副			十等

(55) 明治八年一月二日主計学舎甲科生徒となり、明治一〇年一〇月主計一等生徒を経て、明治一一年四月九日高雄丸乗組となる。明治一三年三月主計副に任じられ比叡艦主計科勤務となる。明治一五年一二月用所勤務となり、翌年一二月頃免じられるが、引き続き残務整理のため明治一七年三月まで執務している。その後累進して明治一三年七月七日には勅任官である主計総監(後の「主計少将」に相当)に進級し、同日に予備役に編入される。

(56) 『海軍文武官職員録』(明治一五年九月〜明治一七年六月)、『海軍職員録』(明治一八年五月〜明治一二年一〇月)。

(57) 「唐津石炭用所公見監督官会計年度報告」JACAR: Ref. C06090895500、明治一三年公文備考 官職儀制検閲 巻一。

(58) 大河平が明治一六年五月一六日から明治一十九年二月二三日まで、後任の宮内が明治一二年一月一三日まで、続く田中が明治一五年八月一九日まで、その職に在任している(佐賀県警察本部『佐賀県警察史』上、一九七五年、三七六頁。『官報』七九一号、一三六一号、二七四五号)。

(59) 『相知町史』、五七三頁。

(60) 同前。旧藩時代には年貢米や材木・竹などを積み出す場所を指していたが、石炭を積み出すようになってからは、その用途に特定されるようになった。

(61) 「石炭山取締派出所新築之儀に付申出」JACAR: Ref. C09113021500、公文類纂

- 明治一一年 後編 卷二三 本省公文 土木部三止。
- (62) 同前
- (63) 『相知町史』、五八六頁。赴任したのは菊池武夫と長島柚五郎の両名で共に雇員、今でいえば非正規職員である。後者は明治八年二月八日に用所に雇用されるが、「永島」と記載される場合もある。
- (64) 「長崎出張所より海軍省へ伺」『法規分類大全』兵制門 陸海軍官制 海軍二一 二四頁。
- (65) 経費負担を条件に銀行、諸会社、町村協議あるいは個人の請願によって配置される巡査のことで、明治一四年四月一八日「銀行諸会社及人民等ヨリ巡査配置ヲ請願スル者取扱方(内務省達二二)」によって制度化される。
- (66) 「相知町に残るもう一つの産業革命遺産展(平成二七年一月一七日〜平成二八年三月三一日)」リーフレット所収の図版より転載。展示品を見限った限りでは縦約四〇センチはあると推定される。本瓦の図は、『相知町史』五八六頁にも収載されている。なお、派出所建物及び敷地坪数は、(79)「旧唐津石炭用所敷地建物及物件処分方」画像五番目によった。
- (67) 同企画展に出展されていた明治六年一〇月二日付「海軍省舟木谷出張所関係文書」には、同出張所の公印が押捺されていたことから、一定の規模や権限を持った施設であったと考えられる。
- (68) 吉原政道「海軍省予備炭田」(日本日本鉱業会『日本鉱業会誌』第五二号、一八八九年)、三三四頁。
- (69) 東定宣昌「唐津海軍炭坑の設定とその経営」(九州大学経済学会『経済学研究』第五九号、第三・第四合併号、一九九三年)、九九〜一〇〇頁。
- (70) 『東松浦郡史』(久敬社、一九二五年)四九九頁。東定宣昌「唐津炭田の輸送体系の近代化」(九州大学大学院比較社会文化学府『比較社会文化』第一卷、一九九五年)、五〇頁。
- (71) 『相知町史』、五八六〜五八七頁。剰余炭売捌所に勤務していた緑川熊太郎という人物の証言として、同売捌所が用所の隣に設置されていたことを紹介している。
- (72) 敷地の周囲に城壁ではなく、代わりに木柵らしきものが建て回してある。城壁は、松浦川からの石炭荷揚げに支障となるとして、明治一四年六月からの撤去作業が開始され、明治二〇年には第四号第五号波止場付近まで撤去されている。さらには板葺倉庫が描かれていることから、明治二〇年以降に本ラベルが制作されたものと考えられる。
- (73) (34) 「唐津旧郭内営繕主船局達」(番号之図)。
- (74) 東定宣昌「唐津炭田の輸送体系の近代化」、五〇〜五一頁。真偽は不明ながら、『相知町史』五八七〜五八八頁に、当初は「唐津海軍用炭会社」と称していたが、「海軍」の文字を使用するのは不穏当という注意を受け、「唐津石炭会社」に改名したというエピソードが紹介されている。
- (75) 日本船舶機関史編集委員会編『帝国海軍機関史』、原書房、一九七五年、四五七〜四六〇頁。蒸気機関車の代表格であるD51型が一二八〇馬力であるのに対し、当時の海軍の中では最大級の排水量(二五七〇ト)を誇る龍驤艦であっても二八〇馬力、改装後であっても四〇〇馬力でしかない。ちなみに同艦は、一昼夜の航海に石炭三〇トを消費した。
- (76) 「海軍大臣宛参謀本部次長照会(明治二〇年一〇月一九日)」、『海軍炭礦五十年史』、七〜八頁。
- (77) 眞木俊魁『海軍燃料沿革』、八頁。
- (78) 明治二三年一月二日『官報』一九七〇号。
- (79) 「旧唐津石炭用所敷地建物及物件処分方」JACAR: Ref.C1108097600、海軍予備炭山関係書類 完 明治二〇〜二九年。
- (80) 明治二三年五月一日『官報』二〇六〇号。
- (81) 明治二四年二月二日『官報』一二七五号。
- (82) (79)に同じ。
- (83) 唐津市宮東城内駐車場内に建立されている「唐津高等小学校校跡」碑の碑文より採録。
- (84) 現在の佐賀県立唐津商業高等学校の前身で、大正一〇年三月七日唐津町立商業学校として設置が認可され、舞鶴公園下を校地として四月一九日に開校する。昭和四年四月一日佐賀県立唐津商業学校となり、昭和一四年三月一日に現在地(唐津市元石町)に移転する。
- (85) 「昭和初期の舞鶴公園付近」、松浦文化連盟編『ふるさとの想い出 写真集明治大正昭和 唐津』、一九八一年、国書刊行会、四五頁。
- (86) 佐賀県内には、その外に昭和一二年(一九三七)四月に設置された「嬉野海軍病院」が存在した。終戦後は国立嬉野病院となり、現在嬉野医療センターとなっている。

補註

本文中に登場する海軍軍人の履歴や異動については、明治一〇年から明治一五年までの任官・異動は『海軍省日誌』第一〜四卷、(龍溪書舎、一九八九年(復刻版))、明治一六年以降については、『官報』から整理し、海軍義済会編『日本海軍士官総覧』、(柏書房、二〇〇三年(海軍義済会員名簿(昭和一七年七月一日調)一九四三年刊の復刻版))やアジア歴史資料センターのデジタルアーカイブ資料から補完した。ただし、出典が多岐にわたるため、註は主たるもののみを示した。